

東京都特定不妊治療費助成事業の拡充に伴う対応について

1. 概要

体外受精および顕微授精については、1回の治療費が高額で経済的負担が重いことから、十分な治療を受けることができず、子どもを持つことをあきらめざるを得ない方も少なくない。

国において、令和4年度より不妊治療に保険診療を適用する検討がされているが、その間の支援策として、東京都特定不妊治療費助成事業において所得制限の撤廃等の拡充がされたので、区でも都の制度に対応した支援を行っていく。

2. 東京都の変更内容

(1) 対象

令和3年1月1日以降に終了した治療

(2) 拡充内容

従 前		拡 充 後
所得制限	夫婦の合計所得額 905万円未満	撤 廃
助成上限額	○治療ステージに応じて25万～7万5千円を上限 ○男性不妊治療は15万円を上限	○治療ステージに応じて30万～10万円を上限 ○男性不妊治療は30万円を上限
助成上限回数	夫婦に通算6回まで(妻の年齢40歳以上43歳未満は3回)	1子ごとに通算6回まで(妻の年齢40歳以上43歳未満は3回)

3. 品川区の対応

(1) 東京都で助成承認された方について、区も助成対象とする。

(2) 区の助成額は従前どおり、都の治療ステージの区分に応じて5万円・2万5千円、男性不妊治療5万円を上限とする。

4. 周 知

広報しながわ(4月1日号)、区ホームページ等で周知を行っていく。

5. その他

区の一般不妊治療費助成は従前どおり、5万円を上限に助成する。